

10/23(月)の行事



報道発表資料の配付日時 10月17日(火)

発表項目	令和5年度 帯広建設管理部 維持・除雪功労者表彰式について
概要	<p>優秀な維持管理・除雪業務の従事者及び企業を表彰することにより、従事者の意識の高揚と育成強化を図るとともに、維持管理・除雪業務の社会的評価と従事者の地位の向上に資することを目的に、「令和5年度 帯広建設管理部 維持・除雪功労者表彰式」を次のとおり開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和5年(2023年)10月23日(月) 13時30分から 2 場所 十勝総合振興局 3階 講堂 3 内容 令和5年度 帯広建設管理部 維持・除雪功労者表彰式</p> <p>※詳細は次の添付資料をご参照ください。 資料1～令和5年度 帯広建設管理部 維持・除雪功労者表彰 表彰者一覧 資料2～令和5年度 帯広建設管理部 維持・除雪功労者表彰式 次第 資料3～帯広建設管理部 維持・除雪功労者 感謝事務取扱要領 資料4～帯広建設管理部 維持・除雪功労者 選考基準</p>
参考	平成27年度からの取組で、今年度で第9回目になります。令和2年度より個人表彰者数を増やすとともに、企業も表彰の対象とすることになりました。
報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク 記者レク
その他	
担当(連絡先)	北海道十勝総合振興局 帯広建設管理部 用地管理室 維持管理課 (担当:主査 ^{みつはし} 三橋) TEL 0155-27-8722(直通)

令和5年度 十勝総合振興局帯広建設管理部
維持・除雪功労者表彰 表彰者一覧

【資料1】

【個人】

出張所等名	表彰者名	推薦業者名 (所属企業名)
事業課	まるこ ひろし 円子 洋	十勝中央維持管理協同組合 永光建設(株)
事業課	にしい かつり 西井 克則	十勝中央維持管理協同組合 音更運輸工業(株)
事業課	くるみざわ よしゆき 湖沢 慶幸	十勝中央維持管理協同組合 音更運輸工業(株)
事業課	ながさわ はろお 長澤 春雄	十勝中央維持管理協同組合 音更運輸工業(株)
事業課	やまさき けんいち 山崎 賢一	十勝中央維持管理協同組合 音更運輸工業(株)
事業課	にへい かずあき 二瓶 和明	十勝中央維持管理協同組合 小寺建設(株)
事業課	にしかた かずや 西方 和也	十勝中央維持管理協同組合 永井工業(株)
事業課	しもうえ まさき 下上 正輝	十勝中央維持管理協同組合 北海道道路保全(株)
事業課	やしろ かつよし 八代 勝義	十勝中央維持管理協同組合 北海道道路保全(株)
事業課	しもだ ひろし 下田 浩	十勝中央維持管理協同組合 北海道道路保全(株)
事業課	のほら まさひろ 野原 正裕	十勝中央維持管理協同組合 北海道道路保全(株)

【企業】

出張所等名	表彰者名	推薦業者名 (所属企業名)
事業課	ぎやくし まさひろ 瘡師 政宏	十勝中央維持管理協同組合 北海道道路保全(株)
事業課	なかがわら とおる 中川原 徹	十勝中央維持管理協同組合 北海道道路保全(株)
事業課	やまもと ゆういち 山本 勇一	十勝中央維持管理協同組合 幕別興業(株)
事業課	おぎはら あきつぐ 荻原 昭次	十勝中央維持管理協同組合 (株)遊佐組
鹿追	たかぎ よしかず 高木 義一	北西部十勝道路維持事業協同組合 植村土建(株)
大樹	きよしげ ひろし 清重 宏	南十勝建設ネットワーク協同組合 播間建設工業(株)
足寄	とりがた かずひと 鳥潟 一仁	とち銀河事業協同組合 道東建設工業(株)
足寄	なかやま しげる 中山 茂	とち銀河事業協同組合 道東建設工業(株)
浦幌	さかくち しんや 坂口 真也	東十勝維持管理協同組合 (株)野田土建
浦幌	くまの まさと 熊野 真登	東十勝維持管理協同組合 (株)野田土建

出張所等名	表彰者業者名
事業課	小寺建設(株)
事業課	北海道道路保全(株)
鹿追	河井ローダー建設(株)
大樹	播間建設工業(株)
足寄	道東建設工業(株)
浦幌	(株)野田土建

令和5年度

【資料2】

十勝総合振興局帯広建設管理部
維持・除雪功労者表彰式次第

令和5年10月23日（月）13時30分～

十勝総合振興局 3階 講堂

- 1 開会
- 2 受賞者紹介
- 3 感謝状贈呈
- 4 副局長挨拶
- 5 受賞者代表挨拶
- 6 閉会
- 7 記念撮影

帯広建設管理部維持・除雪功労者感謝事務取扱要領

第1 趣旨

維持管理・除雪業務は昼夜を分かたぬ厳しい条件での作業であり、これに従事する人々の努力が礎となっている。

維持管理・除雪功労者の表彰は、こうした現場の最前線において長年に亘って苦労されている優秀な従事者及び企業を表彰することにより、従事者の意識の高揚と育成強化を図るとともに、維持管理・除雪業務の社会的評価と従事者及び企業の地位の向上に資することを目的とする。

出先機関の長の表彰事務取扱要領(昭和47年1月14日付け道民第14号総務部長通達)に基づき建設管理部が行う感謝事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 感謝の基準

出先機関の長の表彰事務取扱要領2の(2)に該当する者は、次の者とする。

- 1 前年度の維持管理業務又は除雪業務の受注者の従業員、若しくはその下請け企業の従業員(以下「維持担当者」という。)又は受注した企業(下請け企業を含む)(以下「維持企業」という。)であって、長年、当該業務に従事し、特に優秀であると認められる者
- 2 維持担当者又は維持企業であって、次の各号の全てに該当し、感謝に値する者
 - (1) 北海道が発注する維持管理業務又は除雪業務に10年以上従事した者
 - (2) 維持管理業務又は除雪業務に関し他の者の模範となる者

第3 選考委員会の設置

第2の規定に該当する者について審査を行うために、別に定める建設管理部維持・除雪功労者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第4 事務局

委員会には別に定める事務局を置く。

第5 選考方法等

1 候補者名簿の作成

- (1) 事務局は、第2の規定に該当する者がいると認められるときは、必要に応じて調査等を行い、候補者の名簿を作成する。
- (2) 名簿の作成に当たっては、前年度に各建設管理部が発注した維持管理業務又は除雪業務の受注者から候補者の推薦を受けることができる。

2 委員会の審査等

総合振興局長及び留萌振興局長は、前項の規定による候補者を、第3の規定により定める委員会で審査し、維持担当者にあつては、各出張所(事業課含む)ごとに感謝状を受けるべき者を選考する。また、維持企業にあつては、建設管理部内で北海道が

発注する維持管理業務又は除雪業務に従事した企業の概ね 2 割の範囲内で感謝状を受けるべき者を選考する。

第 6 感謝状の贈呈及びその時期

1 感謝状の贈呈等

第 5 の規定により選考された者には、感謝状を贈呈する。

2 感謝状の贈呈時期

感謝状の贈呈は、毎年 1 回、10 月から 12 月までの間に行う。

附則

この要領は、平成 27 年 6 月 3 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年（2020 年）7 月 20 日から施行する。

【資料 4】

帯広建設管理部維持・除雪功労者選考基準

建設管理部維持・除雪功労者表彰の選考については、建設管理部維持・除雪功労者事務取扱要領に基づき、事務局から報告のあった候補者から、維持・除雪功労者選考委員会が総合的に感謝に値すると認められる者を、次の基準により選考する。

ただし、特定の資格、等級に偏ることなく公平性をもって選考するものとする。

1 表彰対象者の選考基準

(1) 維持管理業務又は除雪業務の受注者の基準

ア 帯広建設管理部が所管する管内に維持管理業務又は除雪業務の受注者が「主たる営業所の所在地」として建設業許可の登録がある者

イ 帯広建設管理部が発注した維持管理業務又は除雪業務を履行した者

(2) 前項の基準に該当するものであっても、法人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）が次のいずれかに該当する場合については、表彰の対象としない。

ア 前年度の表彰者決定日から表彰年度の表彰者決定日までの間に、道の指名停止を受けている場合

イ 刑事責任に関して、公訴を提起されている場合

ウ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わった日から10年を経過していない場合

エ 罰金刑に処され、その執行が終わった日から5年を経過していない場合

オ 執行猶予付判決を受け、当該執行猶予期間が経過していない場合

カ その他、社会保険未加入などの法令を遵守していない者、又は民事再生法適用者（再生計画完了後1年間）など、表彰するにふさわしくない事由があると認められる場合

キ 受注者等が、表彰者決定の翌日から表彰を行うまでの間において、道の指名停止等を受けた場合は、決定を取り消すものとする。

(3) 維持・除雪功労者に関する基準

ア 選考時点において、(1)の基準を満たす維持管理業務又は除雪業務の受注者の従業員、若しくはその下請け企業の従業員（以下「維持担当者」という。）又は受注した企業（下請け企業を含む。）（以下「維持企業」という。）

イ 維持担当者又は維持企業であって、次の各号の全てに該当し、感謝に値する者

①北海道が発注する維持管理業務又は除雪業務に10年以上従事した者

②維持管理業務又は除雪業務に関し他の者の模範となる者

ウ 受注者から維持・除雪功労者に関する基準に該当する旨推薦があった者

エ 維持担当者にあつては、各出張所（事業課含む）毎の選考を基本とする。

オ 維持企業にあつては、建設管理部管内で北海道が発注する維持管理業務又は除雪業務に従事した企業の概ね2割の範囲内で選考する。

(4) 前項の基準に該当するものであつても、次の各号に該当する者は、表彰の対象としないものとする。

ア 破産者又は成年被後見人若しくは被保佐人

イ 刑事事件に関して、現に起訴されている者

ウ 禁固以上の刑に処され、その執行が終わった日から10年を経過していない者

エ 処罰刑に処され、その執行が終わった日から5年間を経過しない者

オ 執行猶予付きの刑では、当該執行猶予期間を経過しない者

カ その他表彰することが適当でないと認められる者